

令和2年第38回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和2年12月1日(火)		
	午前10時00分から 午前11時05分まで		
出席者	委員	梅田委員長、與川職務代理、小井委員、本橋委員	
	事務局	石田局長、油川次長、水越担当係長	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから第38回定例会を開会いたします。		
	議案第29号 選挙人名簿の定時登録について		
局長	(別紙のとおり、選挙人名簿の定時登録について説明し、決定を受け た。)		
局長	12月1日時点の選挙人名簿の定時登録者数は、男233,038人、 女257,881人、合計490,919人となります。		
與川委員	ちなみに最近、直近の参議院議員選挙における、いわゆる1票の格差 に関する訴訟について、最高裁判所の判決が出ましたが、違法性はない ものとの判断がされたのでしょうか。		
局長	最高裁判所においては、違憲な状況ではないとの判決がされました。		
	議案第30号 在外選挙人名簿の登録について		
局長	(別紙のとおり、在外選挙人名簿の登録について説明し、決定を受け た。)		
局長	12月1日時点の在外選挙人名簿の登録については、新規登録者10 人、登録抹消者15人で、登録者総数は1,411人となっています。 (質問等は、特段なし。)		
	協議事項 公職選挙法等改正要望事項の調査表について		
局長	(別紙のとおり、公職選挙法等改正要望事項の調査表について協議し た。)		
局長	前回の定例会にて協議しました公職選挙法等改正要望事項について、 調査表を作成いたしますので、要望の有無について協議いたします。		
	①選挙公報の配布の補完措置として、データによる掲示の方法を認め ること。		

小井委員	区のホームページに掲載された選挙公報の内容について、改ざんされる可能性はありますか。
局長	選挙公報の掲載については、通常はPDFに加工して行っています。改ざんされる可能性が全くないとは言い切れませんが、管理された状態にあるものと捉えています。
小井委員	法律上の規定はなくても、既に選挙公報の内容は区などのホームページに掲載されているのですか。
局長	各区でも、選挙公報についてホームページでの掲載を行っています。
本橋委員	区議会議員・区長選挙においても、ホームページにて掲載しているのですか。
局長	区の選挙については、特設ページを設定して掲載を行っています。
本橋委員	東京都知事選挙では、どのような対応を行いましたか。
局長	区のホームページにリンクを掲載して、東京都選挙管理委員会のホームページに遷移して見るができるようにしました。
本橋委員	国政選挙についても、同じ対応となりますか。
局長	国の選挙については、都道府県の選挙管理委員会が担当して、ホームページに掲載しますので、同様に区のホームページに関連するリンクを掲載する形を取ります。
小井委員	データによる掲示が法制化されると、その影響が他県などにも及ぶのでしょうか。
局長	全国的に、影響が出てくると思います。
與川委員	これについて法律改正を行う場合は、全国的な調整が要りますか。
局長	まず全選連の支部から改正要望事項の提出がされ、全選連全体で国に要望するかどうかを検討されます。
小井委員	本件については、要望して良いと思います。
本橋委員	補完措置として、要望することに賛成します。
委員長	では、本件については要望することといたします。
局長	②開票立会人（選挙立会人）の法定人数を、2人以上10人以下とすること。
本橋委員	開票立会人について、候補者が3人以上の届出を行わないことがある

	のですか。
局長	杉並区でも、例えば前回の衆議院議員選挙の東京都第7区について、この事態が生じたため、区選挙管理委員会にて開票立会人の選任を行いました。
委員長	特段の反対意見がありませんので、本件については要望することといたします。
局長	③選挙運動用の頒布及び掲示用の文書図画についても、その品位保持の規定を準用すること。
與川委員	法律上は、どのように規定されていますか。
局長	公職選挙法の趣旨としては、選挙の自由を確保する面がありますので、一律な法規制はできていません。
小井委員	今の時期としては、要望しない方向かと思います。
局長	品位の範囲を明確化することに関しては、難しい面もあります。
小井委員	選挙運動の中で、品位に関する規制があるのは、どれでしょうか。
係長	選挙公報や政見放送については、品位保持の規定があります。今回の改正要望については、選挙運動用のポスターやビラなどに関するものとなっています。
本橋委員	選挙公報や政見放送については規定があるので、要望を認めても良いようにも思います。
委員長	今後も議論が必要であると思いますので、今回は要望しないことといたします。
局長	④選挙運動用ポスターへの、掲示責任者の電話番号の記載を義務付けること。
小井委員	電話番号について記載した場合、選挙妨害に繋がることもあり得ると思います。
本橋委員	議論が必要であると事項だと思います。
委員長	今回は、要望しないことといたします。
局長	⑤選挙運動用ポスター・ビラにおいて、候補者の氏名・写真の掲載を義務付けること。
小井委員	そのような規定がなくても、有権者が投票する候補者を選ぶ際には、さほど間違えたりはしないように思います。
本橋委員	選挙公報では、必ず候補者の氏名と写真が掲載されますか。

係 長	選挙公報については、候補者の氏名・写真欄が定めてありますので、問題は生じないものと思います。
與川委員	勝手に他者の写真を掲載した場合は、どうなりますか。
局 長	公職選挙法以外の法律により、他者を侵害したことが問われる形になると思います。
小井委員	選挙運動の自由と品位の保持については、どのようなバランスで考えることになりますか。
局 長	公職選挙法では、選挙運動の方法を厳しく定めた上で、その表現については自由を認めていると考えられます。
小井委員	今のところは、有権者の見識に任せることができるように思います。
委員 長	それでは、今回は要望しないことといたします。
	報告事項38-1 選挙人名簿抄本 閲覧状況について
局 長	(別紙のとおり、選挙人名簿抄本 閲覧状況について説明し、報告した。)
	報告事項38-2 1月の日程について
局 長	(別紙のとおり、1月の日程について説明し、報告した。)
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員 長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。